

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月18日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 興三
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区长池町22番22号
【電話番号】	(06)6621 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部財務部長 山本 雅一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番3号 シャープ株式会社東京支社
【電話番号】	(03)5446 8221(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部財務部IRグループ 副参事 五十嵐 哲也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 17,499,968,640円 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年9月12日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	シャープ株式会社東京支社 （東京都港区芝浦一丁目2番3号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	50,218,000株（注）3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

（注） 1 平成25年9月18日（水）開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 発行数につきましては、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として上記のとおり決定しておりますが、後記「第3〔第三者割当の場合の特記事項〕 1〔割当予定先の状況〕 d. 割り当てようとする株式の数」記載の各割当予定先に対して割り当てようとする株式の数（以下「割当予定株式数」という。）に後記「2〔株式募集の方法及び条件〕（2）〔募集の条件〕」記載の発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対応する下記の各割当予定先に対する発行価額として予定されている額（以下「発行予定価額」という。）と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行予定価額をそれぞれ後記「2〔株式募集の方法及び条件〕（2）〔募集の条件〕」記載の発行価格で除して得られる数（1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。）の株式を割当て、その総数を発行数とするべく、改めて後記「2〔株式募集の方法及び条件〕（2）〔募集の条件〕（注）1」記載の発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定します。なお、各割当予定先に対する発行価額の総額として予定している価額は17,500百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

株式会社デンソー（以下「デンソー」という。）につき、 2,500百万円

株式会社マキタ（以下「マキタ」という。）につき、 10,000百万円

株式会社LIXIL（以下「LIXIL」という。）につき、 5,000百万円

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	50,218,000株（注）2	17,499,968,640（注）3	8,749,984,320（注）4
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	50,218,000株（注）2	17,499,968,640（注）3	8,749,984,320（注）4

（注） 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行数につきましては、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として上記のとおり決定しておりますが、各割当予定先の割当予定株式数に後記「(2)〔募集の条件〕」記載の発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対応する各割当予定先に対する発行予定価額と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行予定価額をそれぞれ後記「(2)〔募集の条件〕」記載の発行価格で除して得られる数(1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。)の株式を割当て、その総数を発行数とすべく、改めて後記「(2)〔募集の条件〕(注)1」記載の発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定するため、実際の発行数は上記と異なる場合があります。発行価額の総額の上限及び資本組入額の総額の上限は、それぞれ17,500百万円及び8,750百万円となります。
- 3 発行数に後記「(2)〔募集の条件〕」記載の発行価格を乗じた額となります。上記の発行価額の総額は、平成25年9月12日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。上記の資本組入額の総額は、平成25年9月12日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)2	1,000株	平成25年10月24日(木) (注)3	該当事項 はありません。	平成25年10月24日(木) (注)3

- (注) 1 発行価格については、平成25年10月7日(月)から平成25年10月9日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に後記「〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」に記載の国内市場及び海外市場における募集(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)(以下「本件公募」という。)のうち国内市場における一般募集(以下「国内一般募集」という。)において決定される発行価格(募集価格)と同一の金額とします。なお、国内一般募集においては、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に国内一般募集における発行価格(募集価格)を決定します。
- 2 資本組入額は資本組入額の総額を発行数で除した金額とします。
  - 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、発行価格等決定日の決定に応じて、繰り上げることがあります。発行価格等決定日は、平成25年10月7日(月)から平成25年10月9日(水)までの間のいずれかの日を予定しており、申込期間及び払込期日は、発行価格等決定日の15日後です。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成25年10月7日（月）の場合、申込期間及び払込期日は「平成25年10月22日（火）」

発行価格等決定日が平成25年10月8日（火）の場合、申込期間及び払込期日は「平成25年10月23日（水）」

発行価格等決定日が平成25年10月9日（水）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり

となります。

- 4 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
  - 5 払込期日までに、本有価証券届出書に係る第三者割当（以下「本件第三者割当増資」という。）の対象となる当社普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該当社普通株式に係る割当は行われな
- こととなります。
- 6 各割当予定先の割当予定株式数に上記発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対応する各割当予定先に対する発行予定価額と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行予定価額をそれぞれ上記発行価格で除して得られる数（1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。）の株式を割当て、その総数を発行数とすべく、改めて発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定します。
  - 7 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

### （3）【申込取扱場所】

店名	所在地
シャープ株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号

### （4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大阪法人支店	大阪市中央区今橋四丁目2番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪営業部	大阪市中央区伏見町三丁目5番6号 なお、平成25年10月15日（火）より、現所在地での建物建て替えに伴い、仮店舗にて営業するため、所在地は以下のとおりとなります。 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### （1）【新規発行による手取金の額】

本件第三者割当増資に係る手取金の額は下記のとおりとなっております。

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
17,499,968,640	109,000,000	17,390,968,640

- （注） 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用（約62百万円）、弁護士費用（約21百万円）、取引所上場関係費用（約17百万円）及びその他（約9百万円）です。

- 3 上記払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成25年9月12日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。実際には、各割当予定先の割当予定株式数に前記「2〔株式募集の方法及び条件〕（2）〔募集の条件〕」記載の発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対応する各割当予定先に対する発行予定価額と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行予定価額をそれぞれ前記「2〔株式募集の方法及び条件〕（2）〔募集の条件〕」記載の発行価格で除して得られる数（1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。）の株式を割当て、その総数を発行数とするべく、改めて発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定するため、払込金額の総額（発行価額の総額）の上限は、17,500百万円となります。

（2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額17,390,968,640円の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

株式会社デンソー

具体的な使途	金額	支出予定時期
車載事業分野における協業推進のための専門組織の立ち上げ及び活動費等を含む事業運営資金	2,478百万円	平成25年9月～平成27年8月

デンソーが培った車載機器技術に、当社が家電開発で培った先端技術をユーザー志向で融合させることにより、新たな事業の立ち上げ（これらのための共同開発と商品開発を含む。）を目指してまいります。これは、現下の厳しい経営環境から脱却し「再生と成長」を着実に実現するための企業戦略として、当社が平成25年5月14日に公表した、「2013～2015年度中期経営計画」（以下「中期経営計画」という。）で掲げた重点事業領域のうちモビリティにおける新規事業の取り組みの一環であり、デンソー及び当社の企業価値の向上及び持続的な成長に資するものと考えております。

株式会社マキタ

具体的な使途	金額	支出予定時期
電動工具・家庭用機器・OPE（Outdoor Power Equipment）分野等の商品拡大のための生産設備、開発設備への投資	4,000百万円	平成25年10月～平成30年9月
電動工具・家庭用機器・OPE（Outdoor Power Equipment）分野等の商品拡大に向けた技術開発のための経費	5,946百万円	平成25年10月～平成30年9月

当社が保有するセンサーなどのエレクトロニクス技術を活かしたマキタの電動工具・家庭用機器・OPE（Outdoor Power Equipment）分野における商品を開発することを内容とする業務提携に取り組み、今後は当社の新規事業構想の1つであるロボティクス事業への展開も視野に進めてまいります。これは、中期経営計画で掲げた重点事業領域における新規事業の取り組みの一環であり、マキタ及び当社の企業価値の向上及び持続的な成長に資するものと考えております。

提携期間は、平成25年9月～平成30年9月の約5年間を想定しております。

## 株式会社LIXIL

具体的な用途	金額	支出予定時期
家電技術と建材技術を融合した新たな製品の共同開発のための生産設備、開発設備への投資費用	2,000百万円	平成25年10月～ 平成27年9月
その他共同開発の達成又は開発製品の製造に資する費用	2,967百万円	平成25年10月～ 平成27年9月

当社とLIXILは家電技術と建材技術を融合することにより、住宅建設やリフォームで生じる新しいニーズに対応した新たな製品・ソリューションの共同企画・開発を行うとともに、幅広い販路での販売を目指すことを内容とする業務提携を推進してまいります。これは、中期経営計画で掲げた重点事業領域のうちスマートホームにおける新規事業の取り組みの一環であり、LIXIL及び当社の企業価値の向上及び持続的な成長に資するものと考えております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

当社は、平成25年9月18日（水）開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式の日本国内における募集（国内一般募集）、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（海外募集）並びに当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行うことを決議しております。

公募による新株式発行の発行株式総数は408,000,000株であり、国内一般募集株数280,000,000株及び海外募集株数128,000,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数120,000,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数8,000,000株）を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成25年9月18日（水）開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、国内一般募集及び海外募集を行うことを決議しておりますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から42,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当増資とは別に、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために第三者割当増資が行われます（以下「OA第三者割当増資」という。）。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年11月5日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社はOA第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのためOA第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権によりOA第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社がOA第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、上記の取引に関して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行います。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成25年8月31日現在におけるものであります。

a．割当予定先の概要		
名称	株式会社デンソー	
本店の所在地	愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地	
直近の有価証券報告書等の提出日	平成25年6月20日	第90期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書提出
	平成25年8月8日	第91期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）四半期報告書提出
b．提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当社は、割当予定先との間でプラズマクラスターイオン発生機等に関する取引関係があります。	

a．割当予定先の概要		
名称	株式会社マキタ	
本店の所在地	愛知県安城市住吉町三丁目11番8号	
直近の有価証券報告書等の提出日	平成25年6月26日	第101期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書提出
	平成25年8月9日	第102期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）四半期報告書提出
b．提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

a．割当予定先の概要		
名称	株式会社L I X I L	
本店の所在地	東京都江東区大島二丁目1番1号	
代表者の役職及び氏名	取締役社長 藤森 義明	
資本金	34,600百万円	
事業内容	建材・設備機器の製造・販売及びその関連サービス業	
主たる出資者及び出資比率	株式会社L I X I Lグループ 100%	
b．提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当社は、割当予定先との間で太陽光発電設備等の売買に関する取引関係があります。なお、当社と割当予定先は、平成23年6月21日に締結した業務提携契約に基づき、平成23年8月に合弁会社であるエコ・ライフ・ソリューション株式会社を設立しており、当社は当該合弁会社に、家電と建材を融合した新規製品の市場調査・企画立案業務の委託を行っております。	

## c．割当予定先の選定理由

当社を取り巻く事業環境は、円高基調の恒常化やデジタル商品の急速なコモディティ化と市場価格の下落等に加え、リーマンショック後の先進国経済の停滞や、エコポイント終了後の国内液晶テレビ市場の急速な縮小などの厳しい状況が続き、当社グループは、平成23年度と平成24年度で合計9,000億円を超える赤字を計上することとなりました。

このような状況を踏まえ、当社は在庫の適正化や希望退職といった人件費を中心とする固定費の削減など、全社をあげて経営改善の諸施策を推進したことで、平成24年度下半期には営業損益の黒字転換を果たすことができました。こうした抜本的な経営改善の努力を継続するとともに、平成25年度以降、事業ポートフォリオの再構築を着実に実行し、安定的な利益成長とキャッシュ創出を果たす「新生シャープ」への変革を実現するべく、平成25年5月14日に中期経営計画を公表いたしました。

中期経営計画においては、(1)「勝てる市場・分野」へ経営資源をシフト、(2)自前主義からの脱却、アライアンスの積極活用、(3)ガバナンス体制の変革による実行力の強化の3点を基本戦略として掲げ、事業ポートフォリオの再構築や赤字事業の解消など構造改革の断行を推し進めております。また、今後の成長戦略として、当社の強みである技術と協業他社の有する販路や技術とのシナジー効果を生み出すことで、新たな事業領域を拡大していくこととし、「ヘルスケア・医療」、「ロボティクス」、「スマートホーム/モビリティ(含車載)/オフィス」、「食/水/空気の安心安全」、「教育」の5つを重点事業領域と定めた取り組みも進めております。

この中期経営計画を着実に遂行し、持続的な成長を実現するための戦略投資資金の確保と堅固な財務基盤の確立を目的として、本件公募を行うとともに、下記各社を割当予定先とした第三者割当増資を実施することといたしました。

## 株式会社デンソー

当社は、デンソーが培った車載機器技術に、当社が家電開発で培った先端技術をユーザー志向で融合させることにより、デンソーと自動車分野における新たな価値創造を目指した協業を推進することとし、これと併せて、両社の信頼関係をより強固なものとし、当該協業をより確実に推進するため、デンソーを割当予定先とした第三者割当増資を実施することとしたものです。

## 株式会社マキタ

当社は、マキタとの間で、当社が保有するセンサーなどのエレクトロニクス技術を活かしたマキタの商品の開発、両社の保有する販売及びアフターサービス網・調達網といったバリューチェーンの相互活用を目指した業務提携を推進することとし、これと併せて、両社の信頼関係をより強固なものとし、本業務提携をより確実に推進するため、マキタを割当予定先とした第三者割当増資を実施することとしたものです。

## 株式会社LIXIL

当社は、家電機器と建材を融合させた製品などの企画を担う合弁会社設立など業務提携関係にあるLIXILとの関係をさらに強化することを目的に、具体的な企画・開発プロセスを実行に移し、幅広い販路での販売を目指した業務提携を推進することとし、これと併せて、両社の信頼関係をより強固なものとし、本業務提携をより確実に推進するため、LIXILを割当予定先とした第三者割当増資を実施することとしたものです。

本件公募及び本件第三者割当増資（以下「本資金調達」と総称する。）の実施により、中期経営計画の実現に向けた戦略的投資分野を中心とした設備投資資金等を確保することで持続的な成長を図ってまいります。加えて、本資金調達により実現される財務基盤の強化と財務柔軟性の確保により、当社グループの中長期的な成長を実現するための持続的な収益体質への転換を図ることによるさらなる成長を目指し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様にもたらされる利益の最大化に努めてまいります。

## d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式	50,218,000株（内訳は以下のとおり）
株式会社デンソー	7,174,000株
株式会社マキタ	28,696,000株
株式会社LIXIL	14,348,000株

（注）各割当予定先に対して割り当てようとする上記の株式の数に前記「第1〔募集要項〕2〔株式募集の方法及び条件〕（2）〔募集の条件〕」記載の発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対応する各割当予定先に対する発行予定価額と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行予定価額をそれぞれ前記「第1〔募集要項〕2〔株式募集の方法及び条件〕（2）〔募集の条件〕」記載の発行価格で除して得られる数（1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。）の株式を割り当てる予定です。

## e. 株式等の保有方針

## 株式会社デンソー

デンソーからは、割り当てる当社普通株式の保有方針について、発行日から起算して少なくとも180日は継続して保有することを書面にて確認しております。

## 株式会社マキタ

マキタからは、割り当てる当社普通株式の保有方針について、発行日から起算して少なくとも180日は継続して保有する意向であることを書面にて確認しております。

また、当社は、マキタとの間の資本提携契約において、マキタが本件第三者割当増資の発行日から180日経過した日以降に、その保有する当社の株式を第三者に譲渡しようとする場合には、当社に対して事前通知を行い、当社と売却方針について協議することについて合意しております。

#### 株式会社LIXIL

LIXILからは、割り当てる当社普通株式の保有方針について、発行日から起算して少なくとも180日は継続して保有する意向であることを書面にて確認しております。

また、当社は、LIXILとの間の資本提携契約において、LIXILが本件第三者割当増資の発行日から180日経過した日以降に、その保有する当社の株式を第三者に譲渡しようとする場合には、当社に対して事前通知を行い、当社が当該譲渡の内容を確認した上で、当該譲渡の推進可否を決定することについて合意しております。

なお、当社は、各割当予定先より、本件第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、それぞれ確約書を取得する予定です。

### f. 払込みに要する資金等の状況

#### 株式会社デンソー

当社としては、デンソーが関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書(平成25年6月20日提出)及び四半期報告書(平成25年8月8日提出)に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、本件第三者割当増資の払込みについて問題はないと判断しております。

#### 株式会社マキタ

当社としては、マキタが関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書(平成25年6月26日提出)及び四半期報告書(平成25年8月9日提出)に記載の総資産、純資産並びに現金及び現金同等物等の状況を確認した結果、本件第三者割当増資の払込みについて問題はないと判断しております。

#### 株式会社LIXIL

当社としては、LIXILの直近の決算公告に記載の平成25年3月末時点の貸借対照表を確認するとともに、LIXILの完全親会社である株式会社LIXILグループの完全子会社であるLIXILグループファイナンス株式会社から払込みに要する資金を借入れる予定であること及び株式会社LIXILグループが関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書(平成25年6月24日提出)及び四半期報告書(平成25年8月9日提出)に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況についても確認した結果、本件第三者割当増資の払込みについて問題はないと判断しております。

### g. 割当予定先の実態

#### 株式会社デンソー

デンソーは、株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、本割当予定先が両証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、当社は、デンソー並びにデンソーの役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

#### 株式会社マキタ

マキタは、株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、本割当予定先が両証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、当社はマキタ並びにマキタの役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

#### 株式会社LIXIL

LIXILの完全親会社である株式会社LIXILグループは、株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、同社が両証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している同社グループの反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、当社は、LIXIL並びにLIXILの役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### （1）払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本件第三者割当増資の払込金額につきましては、平成25年9月18日開催の取締役会において、国内一般募集において決定される発行価格（募集価格）と同一の金額とすることを決定しております。なお、国内一般募集において決定される発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定されます。

したがって、当社といたしましては、本払込金額は合理的で有利発行に当たらないと判断しており、また、本件第三者割当増資に係る取締役会に出席した当社の監査役4名（うち社外監査役3名）全員が、上記の本件第三者割当増資の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であり、この決定方法により定められる本件第三者割当増資の払込金額は会社法に定める特に有利な条件には該当しない旨の意見を表明しております。

### （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当増資により各割当予定先に対して割り当てる予定の当社普通株式の合計数50,218,000株（（注）1）は、平成25年9月17日現在の当社普通株式の発行済株式総数1,188,491,887株から、平成25年3月28日にサムスン電子ジャパン株式会社（以下「サムスン電子ジャパン」という。）を割当先とする第三者割当増資（以下「サムスン電子ジャパン第三者割当増資」という。）によりサムスン電子ジャパンに対して発行した当社普通株式の数量35,804,000株及び平成25年6月24日にQualcomm Incorporated（以下「Qualcomm」という。）を割当先とする第三者割当増資（以下「Qualcomm第2次第三者割当増資」という。）によりQualcommに対して発行した当社普通株式の数量11,868,000株を除いた1,140,819,887株（以下「第三者割当増資前発行済株式総数」という。）に対して4.40%（議決権総数1,125,054個（（注）2）に対する割合4.46%）となります。

なお、本件第三者割当増資により割り当てる予定の当社普通株式並びに最近6か月間に実施したQualcomm第2次第三者割当増資及びサムスン電子ジャパン第三者割当増資により発行した当社普通株式の合計数は97,890,000株となり、第三者割当増資前発行済株式総数である1,140,819,887株に対して8.58%（議決権総数 1,125,054個（（注）2）に対する割合8.70%）となります。

しかしながら、前記「第3〔第三者割当の場合の特記事項〕1〔割当予定先の状況〕c.割当予定先の選定理由」及び「第1〔募集要項〕4〔新規発行による手取金の使途〕（2）〔手取金の使途〕」に記載のとおり、本件第三者割当増資により調達する資金は、中期経営計画で掲げた重点事業領域における新規事業の取り組みの一環として、各割当予定先との協業・業務提携の推進に充当し、当社の企業価値の向上及び持続的な成長に資するものであります。こうしたことから、本件第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模、また、本件第三者割当増資、Qualcomm第2次第三者割当増資及びサムスン電子ジャパン第三者割当増資による発行数量の合計及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

- （注）1.各割当予定先の割当予定株式数に前記「第1〔募集要項〕2〔株式募集の方法及び条件〕（2）〔募集の条件〕」記載の発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対応する各割当予定先に対する発行予定価額と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行予定価額をそれぞれ前記「第1〔募集要項〕2〔株式募集の方法及び条件〕（2）〔募集の条件〕」記載の発行価格で除して得られる数（1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。）の株式を割当て、その総数を発行数とするべく、改めて発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定します。
- 2.議決権総数は発行済株式総数1,188,491,887株から、平成25年3月31日時点の株主名簿に基づく単元未満株式5,291,887株、自己保有株式（単元未満株式を除く。）10,399,000株及び相互保有株式75,000株並びにサムスン電子ジャパン第三者割当増資によりサムスン電子ジャパンに対して発行した当社普通株式の数量35,804,000株及びQualcomm第2次第三者割当増資によりQualcommに対して発行した当社普通株式の数量11,868,000株を控除して算出したものです。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合 (%)
日本生命保険 相互会社	大阪市中央区今橋三丁目 5番12号	55,667	4.75	55,667	3.33
明治安田生命 保険相互会社	東京都千代田区丸の内二 丁目1番1号	45,781	3.90	45,781	2.74
Qualcomm Incorporated 〔常任代理人 クア ルコムジャパン株式 会社〕	アメリカ合衆国 カリフォ ルニア州92121 サンディ エゴ モアハウス・ドラ イブ5775 (5775 Morehouse Drive, San Diego, CA 92121, U.S.A.) 〔東京都港区南青山一丁 目1番1号〕	41,988	3.58	41,988	2.51
株式会社みずほ 銀行	東京都千代田区丸の内一 丁目3番3号	41,910	3.57	41,910	2.51
株式会社三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二 丁目7番1号	41,678	3.55	41,678	2.49
サムスン電子 ジャパン株式会社	東京都千代田区九段北四 丁目2番1号	35,804	3.05	35,804	2.14
三井住友海上火災 保険株式会社	東京都中央区新川二丁目 27番2号	30,658	2.61	30,658	1.83
株式会社マキタ	愛知県安城市住吉町三丁 目11番8号			28,696	1.72
シャープ従業員 持株会	大阪市阿倍野区長池町22 番22号	25,793	2.20	25,793	1.54
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8番11号	22,861	1.95	22,861	1.37
計	-	342,141	29.17	370,837	22.17

- (注) 1 平成25年7月1日付にて、旧株式会社みずほ銀行と旧株式会社みずほコーポレート銀行が合併し、吸収合併存続会社である旧株式会社みずほコーポレート銀行は「株式会社みずほ銀行」に商号変更しており、また、平成25年3月31日現在の株主名簿において旧株式会社みずほ銀行名義の所有株式数はないことから、上記株式会社みずほ銀行の「所有株式数」は、同株主名簿記載の旧株式会社みずほコーポレート銀行の所有株式数を記載しており、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、当該株式数を基準に算定しております。
- 2 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として、Qualcomm第2次第三者割当増資による発行株式数を加算の上、算出したものを記載しており、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、同株主名簿を基準として、Qualcomm第2次第三者割当増資による発行株式数を加算し、かつ、今回の一般募集並びに株式会社デンソー、株式会社マキタ及び株式会社LIXILに対する第三者割当増資による増加分を加味し、野村證券株式会社に対するOA第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。なお、各割当予定先の発行予定価額をそれぞれ前記「第1〔募集要項〕2〔株式募集の方法及び条件〕(2)〔募集の条件〕」記載の発行価格で除して得られる数(1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。)の株式の総数を発行数として、改めて発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定する場合には、株式会社マキタの上記「割当後の所有株式数」は当該取締役会決議に従い株式会社マキタに対して発行される株式数であり、上記の全ての株主の上記「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、上記「割当後の所有株式数」に基づく議決権数を、当該発行数に基づき再算出した総議決権数にてそれぞれ除した数となります。
- 3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第119期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月25日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第120期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月7日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月1日に関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月18日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本5の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までの間において変更及び追加がありました。なお、以下の内容は「事業等のリスク」について一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については\_\_\_\_ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、下記に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

## [ 事業等のリスク ]

## (1) 世界市場の動向・海外事業について

当社グループは、日本だけではなく、欧米やアジア諸国を中心に世界の各地域で事業活動を行っており、日本を含む世界各地域における景気・消費の動向(特に個人消費及び企業による設備投資の動向)、他社との競合、製品の需要動向や原材料の供給状況、価格変動などは、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。また、当該地域の政治的・経済的な社会情勢が、同様に影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社グループの海外事業に関して、各地域における事業の監督や調整の困難さ、世界経済の低迷から受ける影響の増加、外国の法令及び課税等に関するリスク、事業を行うに際しての多様な基準や慣行、貿易制限、政治的不安定及びビジネス環境の不確実性、日本との政治的・経済的関係の変化及び社会的混乱並びに人件費の増加及び労働問題等が、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性がある。

## (2) 為替変動の影響

当社の連結売上高に占める海外売上高の割合は、平成23年3月期47.3%、平成24年3月期51.9%、平成25年3月期59.4%である。また、当社グループは、海外で製造した製品を国内においても販売するなど、製造された国以外の国においても当社製品を販売している。このため、為替予約及び最適地生産の拡充・強化等によるリスクヘッジを行っているが、当社グループの業績は為替変動の影響を受ける可能性がある。

## (3) 中期経営計画について

当社は、平成25年5月14日に中期経営計画を発表し、その実現に向け鋭意企業努力を行っているが、当該計画は当社製品及びサービスに関する顧客需要、為替レート、金利並びに国内外における一般的経済成長率等といった外的な要素につき様々な前提を置いたものであり、また、当社が計画において発表したとおりの業務活動を実行できるという保証があるものでもない。さらに、事業構造改革による事業効率の改善及びコスト削減が計画どおりに実現されず、又は実現されたとしても市場環境若しくは競争条件の影響を受ける可能性がある。このため、当社は、中期経営計画において定めた目標を達成できない可能性がある。さらに、事業構造改革を遂行することに伴い追加的に損失が発生する可能性もある。

## (4) 特定の製品・顧客に対する依存について

当社グループの液晶ディスプレイ及びデジタル情報機器の純売上高は、当社グループの純売上高の過半数を占めているため、こうした製品に対する顧客の需要の減少、製品価格の下落、代替性若しくは競争力のある他社製品の出現又は新規企業の参入による競争の激化等により当社グループの業績は悪影響を受ける可能性がある。特に液晶ディスプレイ事業については、平成24年3月期及び平成25年3月期において相当規模の営業損失を計上している。

また、当社グループは、特に液晶ディスプレイ及び携帯電話について、その顧客が少数に限られており、当社グループの売上高の相当程度の部分は、当該少数の特定の顧客に対するものである。こうした重要な顧客向けの販売は、当社グループ製品の問題だけでなく、当該顧客の製品に係る需要の減少や仕様の変更、当該顧客の営業戦略の変更など当社グループによる管理が及ばない事項を理由として落ち込む可能性があり、そのような場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当該顧客が、当社グループの財務状況に対する懸念から、当社グループとの取引規模を縮小する可能性や、特定の製品について、当該顧客の関連会社との取引を優先する可能性もある。さらに、こうした少数の顧客との取引関係の維持・発展のために、当社グループの業務に関して様々な制限を受ける可能性がある。

## (5) 戦略的提携・協業等について

当社グループは、企業競争力強化と収益性向上及び各事業分野における新技術や新製品の開発強化のためサムスン電子グループ及びクアルコムグループ等の外部企業との間で戦略的提携・協業を実施するほか資本提携契約を締結しており、今後もかかる提携を積極的に推進する方針である。これら戦略的パートナーとの間における戦略上の問題やその他の事業上等の問題の発生及び目標変更等により、提携・協業関係を維持できなくなった場合や、協力関係から十分な成果が得られない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。この他、かかる提携・協業に関連して、同業他社との提携・協業の実施が制限される可能性があり、提携・協業の条件により当社の業務の自由度が制限される可能性がある。また、戦略的パートナーとの資本提携に伴う株式の発行によって当社株式の希薄化が発生する可能性も存する。例えば、当社は、サムスン電子グループに対して、当社がビジネス・ソリューション事業の一部の売却を実行する場合の優先的交渉権を付与している(もっとも当社には現状当該事業の売却の意図はない。)。

また、平成24年3月27日に締結した鴻海精密工業股份有限公司を中心とするグループ企業4社（以下「鴻海精密工業グループ」という。）との資本業務提携契約に基づく株式の払込みはなされていないが、同契約は、1株当たり550円にて当社普通株式121,649,000株を鴻海精密工業グループが引き受ける旨を定めており、その契約期間は3年で、更新可能であると規定されている。このため、有価証券届出書の提出を含む一定の条件を満たし、鴻海精密工業グループに対する上記株式の発行が行われた場合には、当社株式の希薄化が発生する可能性がある。なお、鴻海精密工業グループは、かかる株式の発行条件の変更が合意された旨公表しているが、当社はそうした事実はないものと考えている。

## (6) 取引先等について

当社グループは、多くの取引先から資材の調達やサービス等の提供を受けている。それら取引先については、十分な信用調査のうえ取引を行っているが、需要の低迷や価格の大幅な下落等による取引先の業績等の悪化、突発的なM&Aの発生、自然災害や事故の発生、また、法令違反等の不祥事の発生や、サプライチェーンにおける「紛争鉱物問題」をはじめとする人権・環境問題等に関わる法的規制の影響、一部の部材等について供給業者が限られていることなどにより、調達先から部材等が十分に供給されない、あるいは、調達した部材等の品質が十分でないことが考えられ、そのような場合には、代替的な調達先との間で現在の調達先との取引条件よりも不利な条件での取引を余儀なくされる可能性があり、また代替する調達先を適時に見つけられない可能性がある。これにより、当社グループの製品の品質の低下、コストの増加、顧客への納期の遅延等が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

また、当社グループは、特定の顧客との間の契約に基づき、当社グループの製品の売買代金として前受金の支払いを受けている。現在、かかる前受金の返還債務は、当該顧客に対する当社グループの売買代金売掛債権と相殺されているが、当社グループの財務状況により、当該顧客との間の契約に従ってこれらの前受金の大部分の返還が求められる可能性がある。前受金の返還が求められる場合、当社グループの営業キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。

## (7) 財務状態の及ぼす影響について

当社グループは、事業資金を銀行・生命保険会社等の金融機関からの借入及び社債の発行等により調達しており、総資産に対するこうした借入等の割合は平成25年3月末現在54.8%となっている。このうち当該借入等に対する短期借入等の占める割合は79.6%となっている(なお上記借入等の当社グループの総資産に対する割合は、平成25年6月末現在55.5%となっており、このうち当該借入等に対する短期借入等の占める割合は63.8%となっている。)。このため、当社グループは、こうした借入等の返済のためキャッシュ・フローの使途に制限を受け、また、金利水準が上昇した場合に費用の増加を招く可能性がある。また、既存債務のリファイナンスも含め、必要な資金を必要な時期に適切と考える条件で調達できない等、資金調達が制約されるとともに、資金調達コストが増加する可能性があり、それにより、当社グループの事業、業績及び財政状態が悪影響を受ける可能性がある。当社グループが複数の金融機関との間で締結している借入れに係る契約には財務制限条項が定められているものもあり、今後当社グループの連結純資産が財務制限条項に定める水準を下回ることとなった場合又は連結営業利益及び連結当期利益が一定の水準を下回ったにもかかわらず、これに伴い当社が誠実に協議しなかったような場合には、借入先金融機関の請求により、当該借入れについて期限の利益を喪失する可能性がある。さらに、当社が当該財務制限条項に違反する場合、社債その他の借入れについても期限の利益を喪失する可能性がある。

また、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行は、当社の主たる借入金融機関であり、必要に応じて両行に対して財政状態の改善策等に関する相談も行っているほか、平成25年6月には両行の出身者各1名が当社の取締役を選任されている。

また、当社グループは、会計基準の改訂により、退職給付債務に関わる相当額の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を貸借対照表上に負債として計上することが求められており、その結果、平成26年3月末時点の当社グループの純資産が著しく減少する可能性がある。なお、平成25年3月末現在の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務は125,285百万円である。

こうした当社グループの借入等への依存及びこれに関連した信用格付けの低下又は当社グループの財政状態の悪化は、財務状態の強固な競業他社との競争において不利に働く可能性があり、また、借入先又は取引先との契約関係上の問題を生じさせる可能性も存する。

## (8) 技術革新等について

当社グループが事業を展開する市場は、技術革新が急激に進行しており、それに伴う社会インフラの変化や市場競争の激化、技術標準の変化、技術の陳腐化、代替技術の出現などにより、新製品を適時に導入することができない、製品在庫の増加や開発資金を回収できないなど、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。また、技術面以外に、価格やマーケティングの観点からも厳しい競争下にあり、当社グループがかかる競争を勝ち抜いていくことができるとは限らない。競合他社との熾烈な競争の結果次第では、当社グループとして既存の事業の縮小又は撤退を余儀なくされる可能性がある。かかる事業の縮小又は撤退のために追加的費用が発生する可能性がある。さらに、当社グループは、他社との共同開発契約に基づいて協力して研究開発を行っており、かかる協力関係を維持できない、協力関係から十分な成果が得られない、又は協力関係の円滑な解消ができない可能性がある。当社は、株式会社半導体エネルギー研究所との間におけるIGZOの新技术に関する共同開発契約を終了することに合意しているが、同社からのライセンスは従前どおり存続し、今後の当社グループにおける技術開発については、当社グループ単独で従前の計画に従い継続可能である。しかしながら、他社との協力関係についても同様の円滑な解消ができるという保証はない。

## (9) 知的財産権について

当社グループは、独自開発した技術等について、国内外において特許権、商標権その他の知的財産権を取得することにより、若しくは他社と契約を締結することにより、その保護に努めている。

しかしながら、特許出願等に対し権利が付与されない場合や、第三者からの無効請求等がなされる場合等により、当社グループの十分な権利保護が受けられない可能性があり、また、ライセンス提供によるロイヤリティー収益が十分に確保できない可能性がある。加えて、当社グループ保有の知的財産権を第三者が不正に使用する等、当社グループが保有する知的財産権が競争上の優位性をもたらさない、又はその知的財産権を有効に行使できない可能性がある。また、当社グループが第三者から受けているライセンスがライセンス期間の満了その他何らかの理由により終了する可能性や、第三者により知的財産権の侵害を主張され、その解決のために多額の費用を費やす可能性があり、さらに、第三者による侵害の主張が認められた場合に多額の対価の支払い、当該技術の使用差し止めなどの損害が発生する可能性がある。

また、当社グループからライセンスを受けている他社が第三者に買収された場合には、従来当社グループがライセンスを付与していない第三者がライセンスを獲得し、その結果、当社グループが知的財産権の優位性を失う可能性や、当社グループと当該第三者との間の提携等により従来当社グループの事業にはなかった新たな制約が課せられる可能性とこれらを解決するために新たな対価支払いを強いられる可能性がある。さらに、かかる提携等が他の第三者との既存のライセンス契約に抵触していると主張された場合には、当該提携等の解約等を強いられる可能性もある。

また、職務発明に関して、社内規程で取り決めている特許報償制度にて発明者に対して報償を行っているが、発明者より「相当の対価」を求める訴訟を提起される可能性がある。

以上のような知的財産権に関する問題が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

## (10) 長期投資・長期契約について

当社グループは、これまで製造設備等に対し積極的な投資を行っており、多くの固定資産を有している。かかる製造設備等については、それらが想定通り稼働しないこと又は設備の性質や契約上の制約から他製品のための転用が難しいこと等から、想定していたような収益の獲得に結びつかず、場合によっては減損損失を計上する必要が生ずるなど、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当社グループは、のれん等の固定資産も有している。今後、事業の収益性が悪化したり、保有資産の市場価格が著しく下落したこと等により、減損処理が必要になった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

加えて、当社グループは、多数の長期契約を有しており、それらの長期契約の多くは、その契約期間中、固定価格又は定期的のみ調整される価格による取引を約束するものであるため、当該契約期間における価格又は費用の変動は当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。特に、ソーラーパネルの原材料に関してこうした契約が存在しており、中でもポリシリコンの購入契約は、最長で平成32年末まで、合計して25,639トン（平成25年6月末現在）を近時における時価水準を大幅に上回る価格（平成25年9月4日現在の時価を加重平均で1キログラムあたり約2,500円上回る。）で購入することを当社に義務づけるものとなっている。平成25年5月14日に発表した当社グループの中期経営計画は、中期経営計画期間中におけるかかる時価を上回る水準でのポリシリコン等の購入義務をその前提として組み込んでいる。また、堺工場における当社グループの太陽電池事業に関して、当社グループは、サプライヤーとの間で、年間480メガワットの太陽電池を生産するために必要な電気の供給について長期契約を締結しているが、市況により、堺工場における実際の生産量は現在年間160メガワットに留まっているため、過度な生産コストが生じている。

(11) 製造物責任について

当社グループは、高品質の製品の提供をめざし、厳密な品質管理基準にしたがって各種の製品を製造しているが、当社グループの製品には、消費者向けのもが多く、また、革新的な技術を利用したものも含まれており、これらの製品に欠陥等が発生した場合には製造物責任その他の責任を負う可能性がある。当社は、万一、製品の欠陥等が発生した場合のメーカー責任を果たすために、製造物責任に基づく賠償に備え保険に加入しているが、予期せぬ事情による大規模なリコールや訴訟の発生が、ブランドイメージの低下や、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 法的規制等について

当社グループが事業を展開する各国において、当社グループは、事業や投資の許可、輸出制限、関税、会計基準・税制をはじめとする様々な規制の適用を受けている。また、当社グループの事業は、通商、独占禁止、製造物責任、消費者保護、知的財産権、製品安全、環境・リサイクル関連、内部統制、労務規制等の各種法規制の適用を受けている。これら各種法規制の変更及び変更に伴う法規制遵守対応のための追加的費用発生の場合、あるいは当社グループにおいてこうした法規制の違反が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

また、当社製品に関連した事故が発生した場合、消費生活用製品安全法や関連通達による事故報告及び公表制度に基づく事故情報の公表により当社ブランドイメージが低下する可能性がある。

(13) 訴訟その他法的手続きについて

当社グループは全世界で事業活動を展開しており、各国で訴訟その他の法的手続きの当事者となるリスクを有している。当社グループが訴訟その他の法的手続きの当事者となった場合、各国の法制度・裁判制度の違いもあり、事案によっては巨額の損害賠償金や罰金等の支払いを命じられる可能性もある。

なお、TFT液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米において損害賠償を求める民事訴訟が提起されている。日本の公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、審判手続で命令の取消を求めたが、平成25年7月に当社の請求を棄却する審決が出され命令が確定した。かかる手続きや訴訟の結果について、将来発生する可能性のある損失を合理的に見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金に計上しているが、現時点ですべてを予測・見積ることは困難である。また、現在進行中の手続きに加え、今後新たに規制当局による調査や民事訴訟の提起がなされる可能性もある。

いずれも、不利な結果が生じる場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(14) 個人情報、その他情報流出について

当社グループは、顧客、取引先、従業員等の個人情報やその他秘密情報を有している。これら情報の保護に細心の注意を払っており、全社管理体制の下、管理規程を遵守するための従業員教育及び内部監査の実施等の施策を推進しているが、万一、情報の流出が発生した場合、当社グループの信用低下や多額の費用発生(流出防止対策、損害賠償等)により当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(15) 大規模自然災害の発生について

当社グループは、地震・台風を始めとした大規模自然災害に備え、被害縮小を図るべく予防・応急対策及び早期復旧・復興に向けた事業継続計画を作成・推進しているが、大規模自然災害の発生により、当社グループ及び取引先の事業活動に被害が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(16) 原子力発電所事故に伴うリスクについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故は、国内外の市場環境に様々な悪影響を与えており、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼしている。また、平成23年の東京電力及び東北電力管内の電力使用制限、関西電力管内等の節電要請を機に、全社をあげて節電の取り組みを推進しており、平成24年夏季の関西電力管内における具体的な数値目標を伴った節電要請等に対応し、さらに平成24年冬期の数値目標を伴わない節電要請等に対応した。今後も、政府の電力使用制限、各電力会社からの節電要請等により、電力供給不足が深刻化し、電力使用量の大幅な削減を要請された場合や計画停電等の事態に至った場合には、工場の操業低下、一時生産停止となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

また、今後各電力会社で実施される電気料金の大幅値上げについても、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(17) 有能な人材確保における競争について

当社グループの将来の成功は、科学・技術、マネジメント分野などでの優秀な人材の確保に大きく依存している。しかし、各分野での有能な人材の需要は供給を上回っているため、人材確保における競争は高まっている。さらに、当社グループは日本国外においても多数の従業員を雇用しており、これらの従業員を適切に管理する必要がある。こうした状況下、在籍している従業員の流出の防止や人材の獲得ができない場合は、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

(18) その他の主な変動要因

上記の他、当社グループの業績は、事故や紛争・暴動・テロ等の人為的災害、新型インフルエンザなどの感染症の流行、株式市場や債券市場の大幅な変動などの多様な影響を受ける可能性がある。

(19) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループでは、IGZO液晶搭載モデル等、スマートフォンのラインアップ拡充や需要が旺盛な国内市場向け太陽電池、さらにはモバイル端末向け高性能カメラモジュールなど、顧客ニーズを捉えた特長デバイス、独自商品の創出と販売強化に努めた。加えて、人件費を中心とした固定費や総経費の徹底削減をはじめ、設備投資の抑制等、経営改善諸施策の推進により、平成25年3月期の下半期は営業損益ベースで黒字転換を果たすことができた。しかしながら、年度ベースでは、平成24年3月期に引き続き、平成25年3月期においても多額の営業損失・当期純損失を計上し、重要な営業キャッシュ・フローのマイナスとなった。また、第20回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期限が平成25年9月30日に到来し、自己資金での償還が困難となる懸念があった。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているが、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第119期）の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3)事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」及び上記に掲げた参照書類としての四半期報告書（第120期第1四半期）の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (6)事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を実施しているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと結論付けた。そのため、当社グループの平成25年3月期の連結財務諸表及び平成25年6月30日をもって終了した第1四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表には、「継続企業の前提に関する事項」に関する注記は存在しない。しかしながら、かかる結論は、主要貸付銀行の支援協力の下、平成25年6月に期限が到来した既存のシンジケートローン（内訳：タームローン及び資金枠（アンコミット型））の継続及び平成25年9月に償還期限が到来する第20回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金としての追加資金枠（アンコミット型）の設定、資産の売却及び当社グループの製造設備の稼働率向上のための施策、並びに当社グループの黒字転換を目的として平成25年5月14日に発表された中期経営計画の完遂といった対応策の実施を前提としている。従って、当社グループが上記の対応策を計画通り実施することができない場合には、当社グループの業績、財政状態及び事業の継続に重大な影響を及ぼす可能性がある。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

シャープ株式会社本社  
（大阪市阿倍野区长池町22番22号）  
シャープ株式会社東京支社  
（東京都港区芝浦一丁目2番3号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

なお、参照書類のうち株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所との現物市場統合が行われた平成25年7月16日より前に提出されたものにつきましては、上記に加え、以下においても縦覧に供されております。

株式会社大阪証券取引所  
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。